

広報



昭和51年3月1

あいあ

No.147

人口と世帯数

(2月1日現在)

人口 9,441人

男 4,475人

女 4,966人

世帯数 2,428世帯

発行 秋穂町役場



もう
ひと
息
だ
ガ
ン
バ
レ
!

2月22日体力づくり親子走ろう大会が催されました。雨あがりの寒い日でしたが、5歳の園児から64歳のおとしよりまで170人が参加しました。

午後2時30分、一齊に中学校グランドを出発し農免道路折返し3kmを、ひとりの脱落者もなく、全員が元気いっぱいにゴールしました。

当日の最高記録は次のとおりでした。

保育園児と小1・2年生 14分17秒

小3・4年生 13分24秒

小5・6年生 11分50秒

一般 11分34秒

の決算公表

7億8265万7千円

地方自治法第二百三十
三条第五項の規定にもと
づき、昭和四十九年度決
算の要領を次のとおり公
表します。
昭和五十一年三月一日

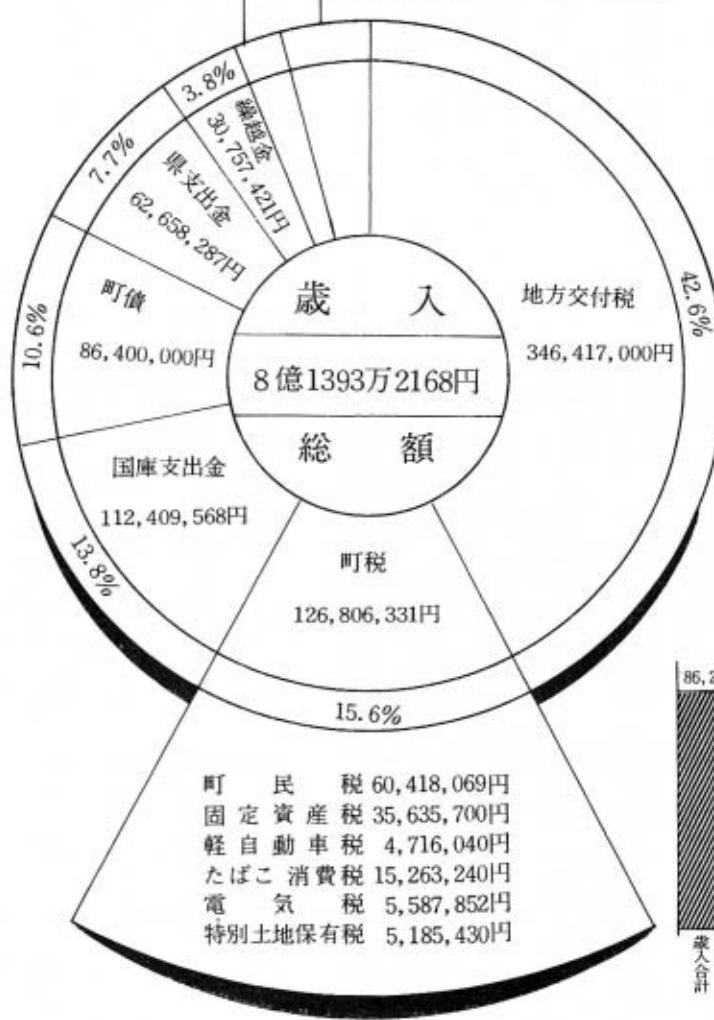
一般会計

差引額
2264万8220円
1358万5338円
284万3028円

区分	金額
歳入総額	8億1393万2168円
歳出総額	7億8265万7009円
差引額	3127万5159円
翌年度へ繰越すべき財源	900万0000円
実質収支額	2227万5159円

分担金及び負担金 15,179,815円 1.9%

その他 32,763,746円 4.0%



昭和四十九年度の秋穂町一般会計および特別会計の決算が、二月三日の臨時町議会で認定されました。

一般会計の決算額は、前年度と比べ歳入は二七、二七、歳出も一八、五七とそれぞれ伸びています。

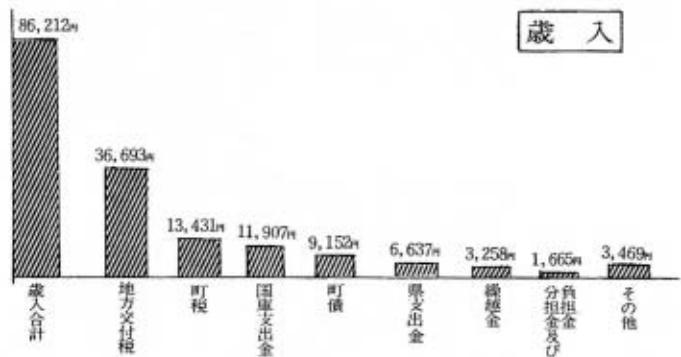
収支も、実質的に一千二百一十七万五千円の黒字で、健全財政を保つことができました。

一般会計および特別会計の決算の内訳は、次の表をご覧ください。

一般会計 費目別決算内訳

一般会計 町民1人当りの額

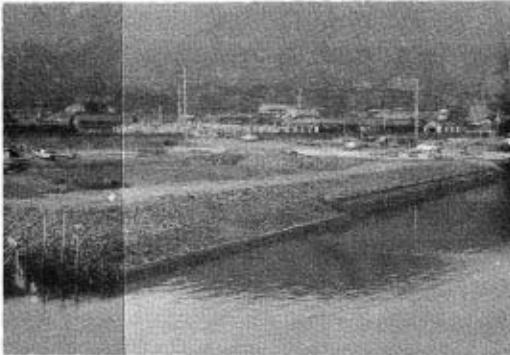
歳入



こうした施設ができました

護岸、海岸保全施設（土木費）
台風や高潮の被害から守るために、祇園町住宅前から黒潟に向けて護岸一八〇米を新設しました。（写真下）将来は車道、歩道、緑地帯を設ける計画です。また花香地区堤防の延長九八米が補強され、台風時の危険から守られると同時に、漁船も利用できるよう、階段形式に作られました。交通安全施設としての道路が整備されています。

大海小屋内運動場（教育費）
開校百周年を記念して三月に、屋体ができました。（写真上）児童の教育の場として、大海地区の人たちの体育施設として活用されています。
また、七月には秋小にブールが完成しました。
浦、大海地区の漁港修築（農林水産費）
大海地区では、物揚場を作るための下部を造成しました。（写真中）五十年度以降も引き続き整備されます。また、浦地区では漁港施設としての物揚場及び背後地の埋立を一部完成しました。



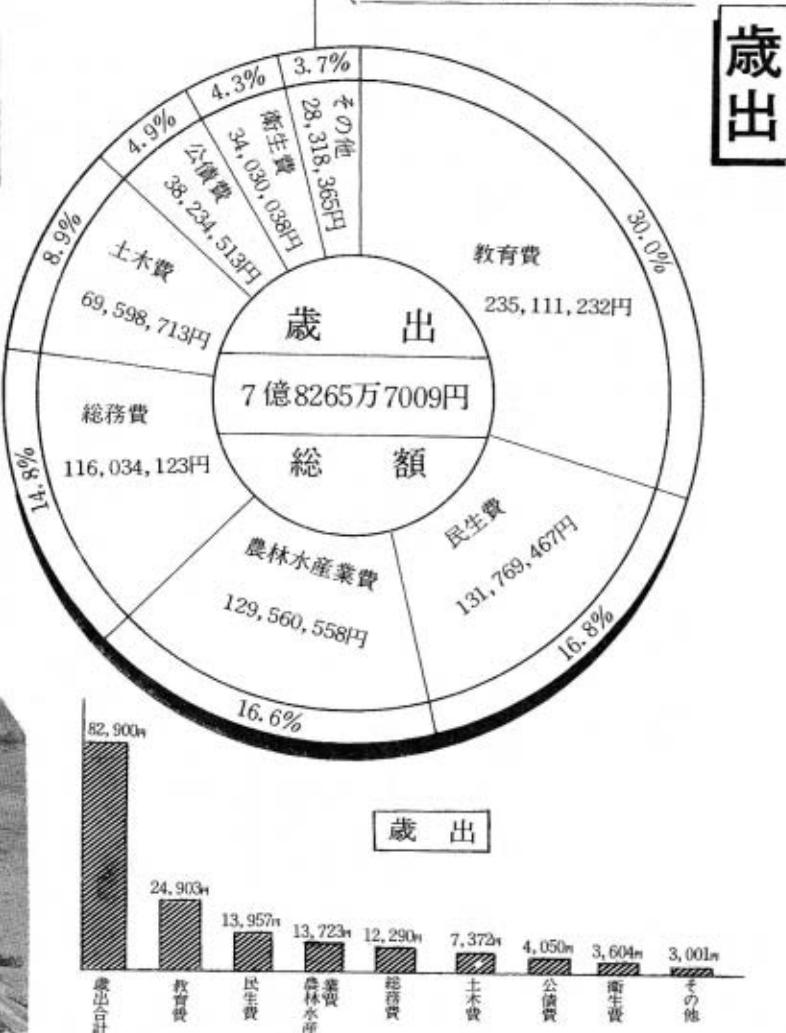
49年度

一般会計で使ったお金は

特別会計

会計別	歳入総額	歳出総額
国民健康保険特別会計	1億8604万1293円	1億6339万3073円
国民宿舎特別会計	9144万6153円	7786万0815円
交通災害共済事業特別会計	648万8914円	364万5886円

町議会費 17,227,822円 2.2%
消防費 6,759,379円 0.9%
商工費 4,331,164円 0.6%



みんなそろつて 交通災害共済に 加入しましよう

交通事故をなくそうという祈りもむなしく、悲惨な事故はあると絶ちません。

秋穂町交通災害共済事業は、少額の掛金と充実した内容の、お互いの助けあいの制度です。万一にそなえて、家族そろつて加入しましょう。

対象となる交通事故災害

日本国内で起きたすべての交通機関による事故で、歩行者または乗車（船）中の者が、死亡したりけがをしたりした場合。

共済制度に加入できる人

秋穂町に住民登録または、外国人登録をしている人。

共済掛金

年間一人五百円 ただし、中学生以下の子供および、七十才以上の老人は三百円。

共済期間

四月一日から翌年三月三十一日までの他

詳しいことについては、各戸に配布されます、交通災害共済加入申込書をご覧ください。
なお、ご参考までに昨年度の状況をお知らせいたしますと、共済加入者数は四千九百五十三人で、うち共済見舞金を受けられた方は、死者一人をはじめ、重軽傷者二十人で、金額にして百五十三万円が支払われました。

春の

全国火災予防運動

(2月29日)
(3月13日)

どんなん火も
山はいやです

みどり好き



なげすてたばこ
この一本が
大山火事のやう

末など、人為的なもので占められております。

●火入れの許可は、必ずとりまし

町内でも、昨年三件の山火事が発生しましたが、これは火災件数の半分にあたります。

お互いひとりひとりが、火災をおこさない、火災による死傷者を出さないことに、心がけましょう。

●たき火の跡始末を完全にし
ては ましよう。

●たばこの吹いがらは、必ず消しましよう。

●マッチ、ライターの使用は強風または乾燥時には、努めてさけましよう。

●紙くずなど、燃えやすいごみ類は、所定の場所に捨てましよう。

中央公民館講堂内の配置図

番号は従来とかわりありません。
中央公民館講堂へ移転した課
施設課・産業課・農業委員会

企画室

プレハブ一階（旧産業課、企

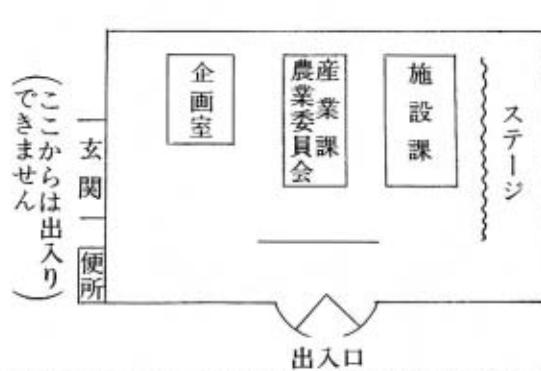
画室のあった部屋）へ移転し
た局

議会事務局および議員控室

新しい庁舎は、この跡地にプレハブ二階建延べ七百平方㍍（約二〇坪）が建てられることになつており、二月十一日に起工されました。

町民のみなさんには大変ご不便をおかけしておりますが、しばらくの間ご協力をお願ひいたします。

なお、一時移転した課と移転先は次のとおりですが、電話と有線



春の狂犬病予防注射と 犬の登録受付

次のとおり、町内7か所を巡回して、犬の注射と登録の受付を行います。

この機会に注射を受けられない場合は個別に行うことになり、料金が高くなりますので、犬を飼っておられる方は必ず最寄りの場所でうけてください。



実施日	時間	場所
4月1日	9:00~10:00	天神町漁協のり集荷所前
	10:30~11:30	役場大海支所
	13:00~14:00	赤崎公民館前
	14:30~16:00	花香南公民館前
4月2日	9:00~10:00	東天田公民館前
	10:30~11:30	黒渴南公民館前
	13:00~16:00	役場駐車場

料金 登録料 300円
注射料 600円 計900円
※印鑑をご持参ください。

個人注射実施日（4月1日、2日に注射できなかった犬を対象に行うものです。）

日 時 4月26日
場 所 町役場および大海支所
料 金 登録料 300円
注射料
集合注射料より高くなります。

役場執務時間の変更	
三月一日から三月三十一日まで	八時三十分から十六時三十分まで
四月一日から九月三十日まで	八時三十分から十七時まで

広中淳子ちゃん
(1年3ヶ月)



三月 保健衛生事業

種痘・ジフテリアの予防接種は一時見合わせ

近年、わが国の各種伝染病については、予防対策の推進、医学の進歩、環境衛生の発展などによつて現在の予防接種は再検討されことが強く望まれております。

このたび、流行の状況、現行ワクチンの安全性などが考えられ、厚生省及び県から予防接種について、次のように見合わせるように行政指導がありました。

5	4	日	行事表
金	木	曜日	
		受付時間	
	13:30 ↓ 14:30		
大海乳幼児相談	秋穂乳幼児相談	行事名	
大海分館	中央公民館	場所	
	乳幼児と その母親	対象	

日時 三月十日 九時から十四時
場所 中央公民館 実習室

栄養改善推進委員研修会

日時 三月十三日（土）午後七時
から午後九時三十分まで
場所 老人福祉センター会議室

なお、準備の都合がありますので、区の幹事さんは出席者をとりまとめて、三月八日（月）までに事務局へご報告願います。

「明るく健康な家庭と、住みよく美しい町づくり」をめざしている町環境衛生連合会では、オ三回定期総会を次のとおり開きますので、幹事さん、協力員さんは是非、ご出席くださるようご案内いたします。

「明るく健康な家庭と、住みよく美しい町づくり」をめざしている町環境衛生連合会では、オ三回定期総会を次のとおり開きますので、幹事さん、協力員さんは是非、ご出席くださるようご案内いたします。

- 初回の種痘（生後六ヵ月から二カ月以内の児童）
- 第二期の接種（小学校入学前六ヵ月以内の児童）
- 第三期の接種（小学校卒業前六ヵ月以内の児童）

（環衛連だより）

第三回定期総会を開きます

国民年金 保険料

4月1日から

千四百円に引き上げ

昭和五十一年四月から国民年金の定額保険料が、これまでの一ヶ月千百円から千四百円に引き上げられます。

国民年金は年をとつたり、障害者や母子世帯になつたときの生活安定をはかるためのものですが、この制度は、経済事情の変動につ

いていけるよう毎年のように改正され、さらに物価をめやすとして、物価があがれば自動的に年金額もふえるようになっています。

年金額が引き上げられると年金財政の均衡を保つために、保険料の引き上げが、これに伴なつて行われることになりました。

将来、この年金制度をよりよくするためにもぜひこのことをご理解いただき、この制度が円滑にすむようご協力を願います。

なお、希望して納める付加保険料については、これまでどおりの月額四百円です。

税のコーナー



課税台帳総覧

固定資産の課税台帳の総覧は毎年、三月に行われていますが、今年は総覧期間を、四月一日から四月二十日までに延期します。

昭和五十一年度分の町・県民税の申告及び、昭和五十年分の所得税の確定申告と納税は、三月十五日までです。町・県民税の申告は、地区別に巡回し相談をお受けしておりますが、所得税の確定申告をされる方は、三月二・三日農機具センターで申告相談が行われますので、これをご利用ください。申告相談においてになる時には、申告書・印鑑・所得の算出及び所得控除に必要な資料は、忘れずにご持参願います。

納税に便利な振替納税を

所得税の便利な納め方として、振替納税の制度があります。あなたの取引きされている銀行や農協などの口座から、振替によって自動的に納税するのですから、うつかり期限を忘れていて余分な税金を払った、というようなこともありません。この制度を利用しようと思われる方は、金融機関か税務署にご相談ください。

町民税・県民税・所得税の確定申告はお済みですか

3月15日まで

子ども会では、ことしも亀尾山・小浜山へハイキングします。お父さんやお母さんたちも、たくさん参加してください。
開催日 3月7日(日)
行き先 秋穂地区 亀尾山
大海地区 小浜山

参加できる人

○両親の承諾を得た人
○身体が健康な人
○小学校低学年は、父兄が同伴用意するもの
○高校生は、べんとう、水とうふぶくろ。おやつはいりません。
服装 ハイキングができる服装。(女子はスラックス。半ズボンはいけません。)

集合場所 秋穂地区(午前九時)秋穂小運動場へ。大海地区(午前九時三十分)大海小運動場へ。
申し込み(三月三日まで)部落子ども会育成会長さんまで。

お問い合わせは、部落子ども会 育成会長さんへ。
おたずねは、中央公民館へ。

お詫び
知らせ

お詫び 二月号の表紙の文中に「そ葉」とあるのは「そ葉」の誤りにつき、お詫びして訂正いたします。



登山ハイキング

コース 錦町 寝地高原竜が岳
六七二m

日時 三月二十八日(日)午前七時
中央公民館出発。(貸切バス)

参加対象及び人員 一般 三十名
会費 千円

携行品 べんとう、水とう、タオル、その他登山に必要なもの。
申込み 三月二十二日までに中央公民館へ。三十名になり次第、しきります。

目で見る広報

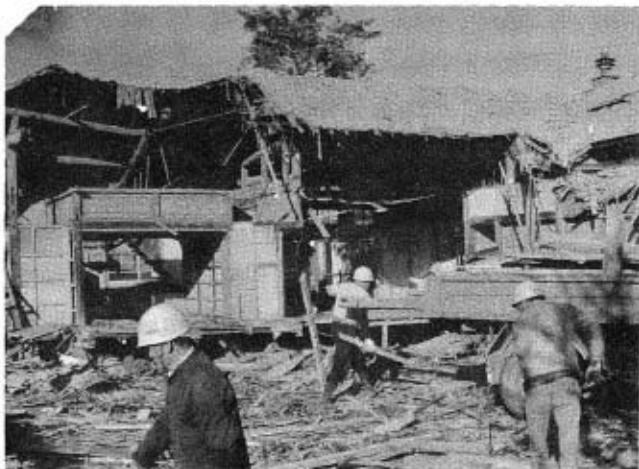
愛の献血ありがとうございました

2月5日、県水産種苗センターへ「愛の献血車、白ばと号」が訪れました。早朝から忙がしい仕事をさして多くの方たちがおいでくださいり、8,200ccの献血をうけました。



ごくろうさん！旧庁舎

明治34年に建てられ幾多の町の歴史を見守ってきた旧庁舎が、老朽のため、名物の土蔵とともにとりこわされていきました。



**オリエンテーリングで
自然に親しもう！**

最近、住民スポーツの中に入り入れられているオリエンテーリング。
(略O・L)

これは、「方向を定めて走る」(ドイツ語)という意味で、常に自然を練習場として行います。地図の上に示されたいくつかの地点を、地図とコンパス(方向磁石)を使って、できるだけ早く発見し通過、ゴールする競技です。

これは、判断力、推理力、記憶力、行動力、方向決定技術等を身につけると同時に、体力を養うスポーツです。

ことしも、福島一臣さん(日本オリエンテーリング協会公認指導員)を招いて、次のとおり開催します。

多くの方々のご参加を待っています。

日時 三月十四日(日)十三時

場所 中央公民館

参加できる人 一般

服装・携帯品

・運動ができる服装(女子はスラックス)

・筆記用具(赤・黒のボールペン)

内容 ▽体力つくりの意義 ▽O・Lの意義 ▽地図の見方とコンパスの使い方

申し込み 三月十一日(木)まで

に公民館へ。

測量士・測量士補国家試験
受験資格 なし

試験方法 筆記試験

日時 ○測量士 五月二十三日(日)十時から十六時まで

○測量士補 五月二十三日(日)十三時三十分から十六時三十分まで

試験地 広島市・福岡市のほか、

全国二四市

願書受付場所 東京都目黒区東山三丁目二四番三号 T-1531

建設省国土地理院総務部総務課。

願書受付期間 二月二十日から三月十九日まで

受験手数料 五百円
そのほか、詳しいことは町施設課へおたずねください。

係ではみなさんの投稿をまっています。

町民のみなさんの声を少しでも行政に反映させ、また親しまれる広報にしていくために、みなさんのが自由に参加できるページを設けることになりました。

町民であればどなたでも歓迎。日頃考へ思っているいろんなこと、珍らしい町内の話題、文芸、書画、マンガ、カットなど、内容は自由です。

さあ、どしどし左記宛投稿ください。また、ご一報くださればお伺いします。

送り先 町企画室広報係
(二二二〇一有二二二二二)

小紳士 (30)

大内義隆に従つて山口に住むようになり、毛利元就の両国入りのとき従属した。その子政慶の三男が元兼で、毛利輝元に仕え、後秀就の代に当役（藩主参勤に随行する要職）を二回、当職（藩行政の長官）を二回もつとめ、藩政初期の功勞によって寛永二年（一六二五）八月、秀就から知行三千石を賜つた。

失われた赤崎社釣鐘の施主は前記の穴道就兼、當時の社僧は長徳寺の再興をはかった雲徹和尚である。かつて大海小の校庭に「カネイの松」という老松があつたことを、古老人人は知っている。この鐘の記念樹であったものか。

この就兼にはあとづぎがなく、大海領主となつたのは、元兼の孫の三左エ門尉就員である。彼が青江浜二〇町歩の開作を計画したができなかつたことは、「青江村」のところで述べた。就員は延宝元年（一六七三）



県無形文化財に指定されている山口市陶の「腰輪踊り」
(写真は陶公民館提供)

大海領主穴道氏
毛利氏が防長二州を支配するようになつて大海の領主となつたのが、夫道主殿助元兼であつたことを先号で述べた。

鯖村史)

主殿助元兼のあとを就兼がついでこの就兼が万治三(一六六〇)年に赤崎大明神の釣鐘を寄進している。その釣鐘は明治のはじめ神仏分離が行われた際に、お宮から一切の仏具を取り除くことになり、梵鐘は仏具としてのけられ、鐘楼だけが昭和一七年の颶風で倒壊するまで境内に残っていた。

現在大昌寺にある梵鐘は、かつての由緒ある銘鐘をしのび、門徒の人たちが昭和二八年三月新しく寄進したものである。

正月に故あって失脚して、牢人の身となり、大海領も没収される。これにより宍道家は一時断絶したが、藩初の功労ある家柄であるから、藩主綱広公は扶持米を給して郷国に居住することを許し、のち再興した。

なおこの小史「青江村」のことろで、大海の宍道氏と、宍戸開作を開いた宍戸氏について述べたが両家は別の家柄であった。

このあと、大海村は宍道氏に代わって、栗屋氏の知行所となるがそのことはあとで述べる。

この小史で平安時代に書かれた「和名抄」により、大海村附近大道一帯までを、多美郷（おのみのさと）といつたことを述べた。その後各地に庄園が発生し、大道を中心に小俣庄ができた。小俣庄は建久二年（一一九一）法金剛院領になり、建武二（一二三五）年に右田の玉祖神社の社領となり、應永二年（一四〇二）五月に同社領が安芸住人小早川美作則平の料所になったというから、小俣庄もその中に含まれていたのであるうとされる。（統防府市史）

防長両国を一八の行政区に分け、その区を宰判といい、秋穂庄も大海村も小俣庄も小郡宰判に属し小鯖村は山口宰判に属した。

このようなとき大海を小鯖庄といつたのは、当時夫道氏が、小鯖を本拠としたことによるものとも考えられるが、單にこれだけの關係以上に古くから小鯖・大海の両地を結ぶものがあつた。

大海上と小鯖
風土注進案「吉敷郡小鯖庄志」によると「小鯖八幡宮の祭りには産子より腰輪踊りを出し、本社で

ところが前記長徳寺や赤崎明神その他の記録によると、大海は隣村の下津令と特に深い関係があり、下津令は更に小鯖庄の枝郷であった。以下これについて述べる。

應永九年（一四〇二）長徳寺文書には「下津令大海村」とあり、更に年代が下り、先に述べた寛永二年（一六四四）宍道氏が再建した赤崎神社の棟札に「吉敷郡小鯖庄内赤崎大明神」とあり、更に宍道就兼が万治三年（一六六〇）奉納の赤崎社の釣鐘にも「防州吉敷郡小鯖庄」とある。いずれも大海を小鯖庄としている。

この時代には、庄園の制はなく、國の下に郡を、郡の下に村をおく制をつくったのは豊臣秀吉である。毛利氏は慶安三年（一六五〇）

防長両国を一八の行政区に分け、その区を宰判といい、秋穂庄も大海村も小俣庄も小郡宰判に属し小鯖村は山口宰判に属した。このようなとき大海を小鯖庄といたのは、当時尖道氏が、小鯖を本拠としたことによるものとも考えられるが、単にこれだけの關係以上に古くから小鯖・大海の両地を結ぶものがあつた。